

全国に広がる“関西生コン弾圧を許さない”の声が結実した日

西生二郎は、この正義感を發揮して、と湯川現委員長に対し、裁判が出来されないことを受けた。管理職ユニオン・関西と大阪労働学校・アンショウは共催で、3月22日に位田浩井護士を招いて、大阪六甲大満ビルで学習会を開催した。位田浩井護士は、本件をふむも2018年から始まつた関西生野・彈丸の一連の刑事裁判の状況の表、京都3事件の関係のこれまでの経過を説明する年表を用意され、そのうえで今回の京都地裁判決の意義をつぎのように話された。

理由のあることであつて、根拠のないものでもなければ、恐らく該当するものであります。

ストライキは京都協同組合が協定を履行しなかつたことに対する対抗措置であり、それ以外の目的があつたとは認められません。

2、加茂生コノにおける会社事務所の抗議活動をはじめ組員の行動に脅迫行為があつたことは認められないので、またその言動において武・湯川氏と組員とのあいだに共謀があつたとは認められないとして審判、共同監査を否定します。

地裁判決は、金銭の支払を以て慰謝する検察の主張を退けて、むしろ自分に開拓西生田二部会と協同組合との協力関係および協議があつたことを認めています。

ベストライナー社が関西牛丼コンセプト部に支払った1億円の解決金、および京

京都事件弁護団声明

2025 年 2 月 26 日

本日2月26日、京都地方裁判所第2刑事部は、関生支部の武前委員長・湯川現委員長に対して、ベスト・ライナー事件（企業閉鎖に伴う解決金要求が恐喝）、近畿生コン事件（企業倒産の際の工場占拠に関する費用要求が恐喝）、加茂生コン第1事件（就労証明書交付要求が強要未遂）、同第2事件（企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台譲渡要求が強要未遂、恐喝未遂）のすべてについて、無罪を言い渡した。

判決の無罪理由は、加茂生コン第1次事件について会社事務所で抗議等した組合員（4月17日に差戻控訴審判決予定）に脅迫行為があったかどうかを問うまでもなく、組合員の具体的な言動について共謀が認められないとした以外は、すべて、生コン産業の実態、京都地区における生コン業界の状況、関西支部の活動、関西支部と協同組合との交渉経緯や協調関係等を適確に踏まえた上で、被告人らに脅迫に当たる実効行為そのものがないとしたものである。

検察官は、関生支部が「ストライキや威力を背景に自らの要求に応じさせるスキーム」を確立していたとして恐喝罪の成立を主張したが、判決は「そもそも、ストライキをはじめとする争議行為は、その性質上、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為であって、業務の正常な運営を阻害することはもともと当然に予定されているものであるとし、そうした意味で使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている。」と判示し、検察官の主張を排訴した。

判決には憲法や労働組合法という言葉はないが、争議権の趣旨を明確に摘示して労働組合としての当然の行為についてそもそも脅迫に当たり得ないと判示しており、その意義は大きい。

一方、弁護人は、本件は労働組合潰しを目的とした違法な基礎だったと主張したが、判決は、3事件とも無罪だからそれ以上の判断は必要がないとして、判断を示さなかった。

しかし、判決は、検察官と弁護人いずれの側も大筋で争いのない事実を認定したう

この点において、判決は事実上、検察官の起訴の誤りを示したものといえる。

関西一円の警察がゼネコンや大阪広域協と連携し、労働組合潰しを企図して行った連の群殴は、実際に18次もの29人の逮捕と大阪、大津、和歌山、京都の各地域での

一連の弾圧は、実に 18 次の、89 人の逮捕と大阪・大津・和歌山・京都の各地域への起訴が繰り返された。京都事件は一連の弾圧の最後に位置するものであり、検察官は懲役 10 年を求刑していた。

本判決の内容が示すとおり、そもそも本件起訴自体が誤っていたのである。検察警察には猛省を促すとともに、控訴することなく早期に本判決を確定させるよう強く求める。

以上

関生労働運動の正当性を認めた無罪判決！
その意義と今後の闘いの課題とは

「オン・関西と大阪労働学校・アソシエ工芸催で
報告者 大阪労働学校・アソシエ工芸長 斎藤日出治

京都地裁の無罪判決の意義はどこにあるか

武建一 前委員長 背景に情勢の変化、何よりも弁護団、全国の支援の成果 この判決をテコに、運動の強化創造が問われている

無罪判決でTVインタビュー
の成果であ
をはじめと
の支援に支
ある。

最後に武
という弁護士
結果を我々
極的に活か
に対する返答
の成果をテ
れがいかにか
造していく。

団の多大な努力り、そして学者して全国規模でえられた結果で、
氏は、無罪判決訴が期限のぎりぎりになっ
た。団の努力によるて出されたことは、このま
ま審判決で確定させたくないという検察側の意志で語り、高裁に向け
てすでに回覆している貴
料を高裁がまったく別の見
方でとらえる可能性もある
として、高裁に向けた慎重
な対応がもとめられる」と
位田弁護士は、検察の控
訴が期限のぎりぎりになっ
たことば、このまま審判決で確定させたく
ないという検察側の意志で語り、高裁に向け
てすでに回覆している貴
料を高裁がまったく別の見
方でとらえる可能性もある
として、高裁に向けた慎重
な対応がもとめられる」と
強調された。



芦境にある生コン業者へ朗報